

聖徳大学短期大学部

保 育 科

短期大学部正科生の募集について

■学科・募集人数等

学 科	募集人数	取得できる卒業資格・教員免許状・資格
保 育 科	200名 (男女共学)	・短期大学士（保育） ・図書館司書資格 ・幼稚園教諭二種免許状 ・社会福祉主事任用資格 ・保育士資格 ・准学校心理士

※募集人数は春学期入学生と秋学期入学生の合計です。（2年次編入学は若干名）

■入学時期・受付期間は14～15頁、■出願書類については16頁～、■納付金等については80頁～をご覧ください。

■入学資格

区 分	入 学 資 格
1年次入学	(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した方、および卒業見込みの方☆ (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した方、および修了見込みの方☆ (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した方、および修了見込みの方☆ またはこれに準ずる方で文部科学大臣の指定した方（事前審査が必要です） (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方、および修了見込みの方☆ (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した方 (6) 文部科学大臣の指定した方（昭和23年文部省告示第47号） (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した方、および合格する見込みの方で、入学年度4月1日現在18歳に達する方（旧規程による大学入学資格検定合格者を含む） (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められた方 ☆春学期入学生は令和6年3月卒業（修了）見込み、秋学期入学生は令和6年9月卒業（修了）見込みの方になります。 ※教員免許状、各種資格を取得する場合は、実技・実習に支障のない方
2年次編入学	(1) 大学・短期大学を卒業した方 (2) 1つの大学または短期大学に1年以上在学し、30単位以上を修得して退学した方（休学期間を除く） （通信課程はそのうち7単位以上をスクーリング科目で修得していること） ※教員免許状、各種資格を取得する場合は、実技・実習に支障のない方 短期大学で保育士資格を取得する場合は、1年次入学となります。

※2年次編入学で出願する方は、卒業見込み、退学見込みでの出願はできません。春学期生は3月31日まで、秋学期生は9月30日までに退学し、退学後に出願してください。

事前審査について（外国の学校を卒業された方）

外国の小学校・中学校・高等学校・大学（短大）を卒業し1年次入学・2年次編入学を希望する方については、事前審査が必要です。出願する1ヵ月前までに、下記書類を通信教育学務課 事前審査係宛てに提出してください。日本語訳は本人の作成で構いません。本学到着後、1週間程度で結果を通知いたします。

- ・卒業証明書原本※ または卒業証書のコピー（写真のプリントアウト可）とその日本語訳
- ・成績証明書原本※ とその日本語訳
- ・出身校のインフォメーション（公式サイトなど）とその日本語訳
- ・今までの学歴の記録（小学校からの入学・卒業年月日）
- ・戸籍抄本（証明書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる方のみ）※

※事前審査の段階ではコピー（または写真のプリントアウト）でも構いません。願書提出時には原本を提出してください。

二重学籍の禁止

下記に該当する方は正科生として入学することはできません。

- ・学校教育法第1条に定める高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在籍している方
- ・文部科学大臣の指定する教員養成機関等に在籍している方

※科目等履修生は二重学籍にはなりません。

履修課程と取得資格

履修する課程は、入学する動機・目的により異なります。本学では82頁の免許状、資格を取得することができます。各自の希望により履修科目が異なりますので、選択した課程ごとの開講科目一覧（84頁～）をご覧ください。

修業年限

- ・1年次入学生 3年（最長在学年限6年）
- ・2年次編入学生 2年（最長在学年限6年）

既修得単位の認定について

すでに卒業（または退学）された短期大学・大学で修得した単位の認定については、本学の定めるところにより、本人からの願い出によって単位の認定をする場合があります。

単位の認定にあたっては、各科目ごとの個別認定方式（教科内容、単位数等が、本学授業科目と同一または類似と判断されたものをもって認定する）によりますので、当該短大・大学の講義概要（シラバス）の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。（必ずしも希望通り認定されるとは限りません）

(1) 幼稚園教諭二種免許状のみを取得する場合

- ・入学前に卒業（または退学）した大学、短期大学（専門学校は不可）の学科が幼稚園教諭免許状の課程認定を受けている場合のみ認定される場合があります。

（注1）同様の科目名であっても、幼稚園教諭免許状についての課程認定のある学科で修得した単位でなければ認定されません。

（注2）教養科目の免許状必修科目の日本国憲法、基礎専門体育、英語、情報活用演習（各2単位）の認定は、大学、短期大学において修得した場合に限ります。

(2) 保育士資格のみを取得する場合

- ・指定保育士養成施設（大学・短大）で修得した単位のみ、保育士資格の科目として認定される場合があります。
- ・指定保育士養成施設以外の大学・短大等で修得した単位は、教養科目の単位として認定される場合があります。

(3) 幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両方を取得する場合

- ・幼稚園、保育士の両方に共通する科目については、入学前に修得した大学・短大の学科が、幼稚園教諭免許状の課程認定を受け、かつ指定保育士養成施設である場合のみ認定される場合があります。それ以外の科目については上記(1)(2)の適用となります。

短期大学部科目等履修生の募集について

目 的	内 容
教養のため	<p>本学通信教育部で開講している授業科目から、教養等のため学びたい科目を選択して自由に履修することができます。なお、正科生として入学された場合、科目等履修生として修得した単位は既修得単位として認定されます（大学入学資格を有する場合）。</p> <p>また、半年間のおためし学習Choi-Sも別途ご案内しております。</p>
教員免許状を取得する (具体的な内容は89頁以降 をご覧ください)	<p>基礎資格を基にして、教員免許状を取得するには、次の場合があります。</p> <p>(1) 学歴を基礎資格とする場合（免許法第5条別表1による方法） 取得を希望する教員免許状の課程認定を有する大学もしくは短期大学を卒業の方で、教職単位に一部不足があり、その単位を充足するために履修を希望する方 ※ 「教職実践演習」「幼児教育実習」を含めた科目の履修を希望する方は、科目等履修生では受講できません。正科生として入学してください。</p> <p>(2) 教員としての実務経験年数を基礎資格として、上級免許状を取得する場合（免許法第6条別表3による方法） 現職の教員で、勤務年数を基礎として、上級の免許状の取得を希望する方 ◎ 上記による教員免許状の授与申請は、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に事前に相談をして、履修する科目の確認をお願いします。確認をした都道府県教育委員会に各自が申請（個人申請）することになります。</p> <p>(3) 保育士資格を所有し、3年以上の勤務経験があり、幼稚園教諭免許を取得するための履修を希望する方 →幼保特例制度学習を別途ご案内しております（令和6年度春学期（4月）生までの募集となります）。</p>
保育士資格を取得する	<p>(1) 指定保育士養成施設の卒業生で、卒業時に保育士の科目を一部修得しないで卒業し、保育士資格の取得を改めて希望する方→具体的な科目は92頁をご覧ください。 ※ 「教職実践演習」「保育実習」を含めた科目の履修を希望する方は、科目等履修生では受講できません。正科生として入学してください。 ※ 科目等履修生として保育士資格を取得するには、保育士養成施設としての指定を受けた施設の卒業生に限ります。 ※ 指定保育士養成施設卒業証明書の交付は、卒業した保育士養成施設が行います（本学が行うものではありません）。</p> <p>(2) 幼稚園教諭免許所有者で保育士試験（筆記試験）に対応する教科目の履修を希望する方 →具体的な科目は91頁をご覧ください。</p> <p>(3) 幼稚園教諭免許所有者で、3年以上の勤務経験があり、保育士資格を取得するための履修を希望する方 →幼保特例制度学習を別途ご案内しております（令和6年度春学期（4月）生までの募集となります）。</p>
図書館司書資格を取得する	<p>大学・短期大学・高等専門学校（5年制）卒業の方、もしくは大学に2年以上在学し62単位以上修得して卒業が見込める方（中退は不可）で図書館司書資格の取得を希望される方は、本要項93頁～94頁をご覧ください。</p>

※現場実習や教職実践演習、実習科目については科目等履修生は受講できません。

※本学通信教育部で複数の学籍（正科生・課程正科生および科目等履修生など）を有する場合、科目終了試験は同日に複数の学籍の科目を受験することができません。いずれか1つの学籍にての受験となります。

■**受講時期・受付期間**は14～15頁、■**出願書類**については16頁～、■**納付金等**については81頁をご覧ください。

■受講資格（男女共学）

高等学校を卒業した方、またはこれと同等以上の学力があると認められる方

■在籍期間

在籍期間は1年間です。

ただし、単位を修得できなかった場合、1年間に限り継続することができます。

■科目等履修による教員免許状等の取得について

(1) 教育職員免許法第5条別表1の規定により幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

幼稚園教諭免許状授与に係る課程認定を有する大学・短期大学を卒業の方で、教職単位に一部不足があり、その単位を充足するために履修をする場合。この場合、居住地の都道府県教育委員会に科目等履修生として修得するのに必要な科目・単位数を事前に必ず確認のうえ、履修科目を決定してください。

※「教職実践演習」「幼児教育実習」を含めた科目の履修を希望する方は、科目等履修生では受講できません。正科生として入学してください。

(2) 幼稚園の助教諭（臨時）免許状を二種免許状にする場合

教育職員免許法第6条別表3により、現在教員として勤務する方が、上級免許状を取得する場合です。幼稚園の助教諭（臨時）免許状を持っていて、同二種免許状を取得したい場合は、助教諭免許状の授与を受けてからの勤務年数が6年以上の場合、大学において45単位を修得することになります。これにより二種免許状を取得する場合の必要科目は、教員として勤務している幼稚園があります都道府県の教育委員会事前に必ず確認のうえ、履修科目を決定してください。

(3) 保育士資格を科目等履修生で取得する場合

保育士資格は、保育士養成施設の指定を受けた大学・短期大学などにおいて卒業時に取得するのが一般的ですが、保育士資格に係る科目を一部修得しないで卒業した方が科目等履修生として保育士資格を取得する方法です。

※科目等履修生として保育士資格を取得するには、保育士養成施設としての指定を受けた施設の卒業生に限ります。

※指定保育士養成施設卒業証明書の交付は、卒業した保育士養成施設が行います（本学が行うものではありません）。

※科目等履修生として、保育士資格取得に必要な単位を修得したら、本学より単位修得証明書を交付しますので、卒業した保育士養成施設で指定保育士養成施設卒業証明書の交付を受けてください。

※履修科目を決定するに際しては、卒業した大学・短期大学などで事前に相談のうえ、許可を受けてください。

※「教職実践演習」「保育実習」を含めた科目の履修を希望する方は、科目等履修生では受講できないので正科生として入学してください。

(注意)

- 教員免許状を科目等履修により取得を希望される場合は、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に事前に相談をして、履修する科目の確認をお願いします。

図書館司書課程（科目等履修生）の募集について

… 教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

科目等履修生として、図書館司書資格を取得希望の方については、以下の要項によります。

■受講資格（男女共学）

次のいずれかに該当する方

- (1) 大学、短期大学、もしくは高等専門学校（5年制）を卒業した方。（外国の大学卒業の方は不可）
- (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得して卒業が見込める方。（中途退学の方は不可）

■受講時期・受付期間は14～15頁、■出願書類については16頁～、■納付金については81頁をご覧ください。

■在籍期間

在籍期間は1年間です。

ただし、単位を修得できなかった場合、1年間に限り継続することができます。

◎図書館司書資格の開講科目一覧

図書館法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する本学開講科目名及び単位数		
群	科目	単位数	授業科目	単位数	
				通信	面接
甲 群	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	
	図書館概論	2	図書館概論	2	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論		2
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ		1
			情報サービス演習Ⅱ		1
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ		1
情報資源組織演習Ⅱ				1	
乙 群	図書館基礎特論	1	(図書館基礎特論×)	(2)	
	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論		2
	図書館情報資源特論	1	(図書館情報資源特論 ×)	(2)	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	2	
	図書館施設論	1	(図書館施設論 ×)	(2)	
	図書館総合演習	1			
	図書館実習	1			
合計		29	合計	18	8

※短期大学部図書館司書課程では、甲群のすべての科目と、乙群より図書館サービス特論、図書館文化史（15科目26単位）の修得が必要です。
×印の科目は開講しません。

※図書館に勤務した経験がある方、また司書補、学校図書館司書教諭、社会教育主事任用資格、学芸員の資格を有する方で、上記の科目について単位認定の対象になる方も、**本学指定通り**に履修してください。（単位認定は開講科目の単位数との関係から行いません）また、指定以外の科目は履修できません。

●図書館司書課程の受講にあたって

開講科目一覧にもあるように、図書館司書資格を取得するためには、通信科目9科目（18単位）、面接授業（スクーリング）科目6科目（8単位）の計15科目26単位の修得が必要となります。納付金の納入が確認されると、通信科目の教材（9科目）が送付されますので、まず「図書館概論」を学習し、レポートを作成し提出することになります（1単位1課題、1600字が原則）。レポートを必要単位数分提出し合格した後、科目終了試験を受験し、これに合格することにより単位が認定されます（科目終了試験は年10回開催、1回の試験で3科目まで受験できます）。

スクーリングは、土日祝日に行うウィークエンド（5月・6月・11月・12月）・夏期（7月～8月）と冬期（12・1月）・春期（2月～3月）に開講されます。スクーリングは1科目3日間連続して開講されますので、当該授業のすべての時間に参加し、かつスクーリング試験に合格することによって単位が認定されることとなります。また、スクーリングを受講する条件として、「情報資源組織演習Ⅰ・Ⅱ」のスクーリングを受講するためには「情報資源組織論」の単位を、「情報サービス演習Ⅰ・Ⅱ」を受講するためには「情報サービス論」の単位を事前に修得済みであること、「図書館サービス特論」を受講するためには同時期までに「情報サービス演習Ⅰ」を受講することが必要となります。1年間ですべての科目を修得するためには、計画的に学習を進めましょう。

●教育訓練給付制度について

本学での科目等履修制度による図書館司書課程は、教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座になっています。

[支給資格]

次の①または②のいずれかに該当する方で、本学の科目等履修制度による図書館司書課程を所定の期間（**1年間**）で修了した方。

①雇用保険の一般被保険者

受講開始日（4月1日もしくは10月1日）において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

②雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日（4月1日もしくは10月1日）において雇用保険の一般被保険者でない方のうち、雇用保険の一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない方に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができます。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算されません。

※この制度の希望者は春学期入学生は2月末、秋学期入学生は8月末までにお願いしてください。

[支給額]

支給資格がある方は**受講料（登録料等を含む）の20%**が支給されます。

※なお、本学に受講料のすべてを納入してもらい、受講終了後、ハローワークに申請することによって本人に戻ってくるようになります。始めから差額分だけの納入ではありませんのでご注意ください。

※納付金すべてが教育訓練給付の対象となっているわけではありませんので、予めご了承ください。（教材費・通信費など）

教育訓練給付制度の対象となる受講料

登録料	30,000円
受講料	94,000円
スクーリング受講料	84,000円
試験受験料	8,000円
計	216,000円

News

働きながら学ぶ人を応援する【SEITOKU指定施設推薦奨学制度】があります！

本学では、学業や今後のキャリアアップに向かって意欲的に免許・資格取得に取り組むことができる入学生を支援したいと考え、本制度を作りました。図書館で働きながら学ぶ方が、ご勤務先上長からの推薦書を、出願書類とともに提出いただくことで、受講許可時の登録料30,000円が減免されます。詳しい内容等は7～8頁をご確認ください。